四十七　綾瀬市消防本部
四十八　平塚市消防本部
四十九　藤沢市消防本部
五十　小田原市消防本部
五十一　茅ヶ崎市消防本部
五十二　秦野市消防本部
五十三　厚木市消防本部
五十四　伊勢原市消防本部
五十五　海老名市消防本部
五十六　足柄消防組合消防本部
五十七　寒川町消防本部
五十八　大磯町消防本部
五十九　二宮町消防本部
六十　箱根町消防本部
六十一　湯河原町消防本部
六十二　愛川町消防本部
六十三　新潟市消防局
六十四　長岡市消防本部
六十五　南魚沼市消防本部
六十六　十日町地域消防本部
六十七　上越地域消防事務組合消防本部
六十八　金沢市消防局
六十九　小松市消防本部
七十　加賀市消防本部
七十一　かほく市消防本部
七十二　津幡町消防本部
七十三　内灘町消防本部
七十四　能美広域事務組合消防本部
七十五　七尾鹿島広域圏事務組合消防本部
七十六　羽咋郡市広域圏事務組合消防本部
七十七　白山野々市広域消防本部
七十八　奥能登広域圏事務組合消防本部
七十九　甲府地区広域行政事務組合消防本部
八十　都留市消防本部
八十一　富士五湖消防本部
八十二　大月市消防本部
八十三　峡北広域行政事務組合消防本部
八十四　笛吹市消防本部
八十五　峡南広域行政組合消防本部
八十六　東山梨消防本部
八十七　上野原市消防本部
八十八　南アルプス市消防本部
八十九　伊那消防組合消防本部
九十　伊南行政組合消防本部
九十一　多治見市消防本部
九十二　土岐市消防本部
九十三　瑞浪市消防本部
九十四　恵那市消防本部
九十五　中津川市消防本部
九十六　瀬戸市消防本部
九十七　尾張旭市消防本部
九十八　豊明市消防本部
九十九　長久手市消防本部
百　尾三消防本部
百一　常滑市消防本部
百二　東海市消防本部
百三　大府市消防本部
百四　知多市消防本部
百五　知多中部広域事務組合消防本部
百六　知多南部消防組合消防本部
百七　津市消防本部
百八　湖北地域消防本部
百九　豊中市消防本部
百十　箕面市消防本部
百十一　豊能町消防本部
百十二　吹田市消防本部
百十三　神戸市消防局
百十四　和歌山市消防局
百十五　田辺市消防本部
百十六　津山圏域消防組合消防本部
百十七　広島市消防局
百十八　宇部・山陽小野田消防局
百十九　周南市消防本部
百二十　徳島市消防局
百二十一　板野東部消防組合消防本部
百二十二　福岡市消防局
百二十三　春日・大野城・那珂川消防組合消防本部
百二十四　筑紫野太宰府消防組合消防本部
百二十五　宗像地区消防本部
百二十六　粕屋南部消防組合消防本部
百二十七　粕屋北部消防本部
百二十八　糸島市消防本部
百二十九　北九州市消防局

○厚生労働省告示第四百二十四号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第二十九条第三項ただし書の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類（平成十六年厚生労働省告示第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第二号中「、登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書」を削る。

○厚生労働省告示第四百二十五号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類（平成十六年厚生労働省告示第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第二号中「、登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書」を削る。

○厚生労働省告示第四百二十六号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十四年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第三項に規定する自動変更対象額を次のように変更する。ただし、適用日前の日に係る基本手当の日額の算定並びにその高年齢受給資格に係る離職の日が適用日前の日である高年齢受給資格者に係る高年齢求職者給付金及びその特例受給資格に係る離職の日が適用日前の日である特例受給資格者に係る特例一時金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十四年七月九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

一　雇用保険法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定により基本手当の日額の算定に当たって百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる額　二千三百二十円以上四千六百四十円未満の額

二　法第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の日額の算定に当たって百分の八十から百分の五十（同条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、百分の四十五）までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額　四千六百四十円以上一万千七百四十円以下（同条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、四千六百四十円以上一万五百七十円以下）の額